

## 釧路川水系河川整備基本方針（案）の骨子

### 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

#### (1) 流域及び河川の概要

##### (概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 北海道釧根地域における社会・経済・文化の基盤
- ・ 流域の地質、気候、年間降水量

##### (流域の自然環境)

- ・ 上流部には、屈斜路湖と針広混合林、さらには高山植物により雄大で特徴的な自然景観を形成、アメマス、ヤマメ、ヒメマス等が生息
- ・ 屈斜路湖の和琴半島は、火山活動に伴う地熱の影響で温暖な気候となり、道南地方以北では、この地域だけに隔離分布しているミンミンゼミが生息
- ・ 中流部は、流域の基幹産業を支える約 5 万 ha の広大な酪農地帯が広がり、釧根地域の代表的な景観を形成、河岸にはカワセミ、ショウドウツバメ等が生息
- ・ 下流部には、国内最大の湿原である釧路湿原があり、多くの河川が蛇行しながら流下する壮大な原自然の景観が形成され、約 2,000 種の野生生物が生息・生育、内水面漁業として、サケ、カラフトマス、シシャモの増殖事業
- ・ 釧路湿原は、土地利用の高度化等のための河川の直線化、森林伐採等により、湿原内部への土砂流入の増加等の影響により、近年急速に湿原面積が減少

- ・ 釧路地方では、早くから釧路湿原の重要性が認識され、住民生活との共存を図りつつ、その自然保護に関する取り組みが展開され、国立公園指定やラムサール条約登録湿地指定へとつながり、現在の釧路湿原の自然再生の取り組みに至る。

#### ( 災害の歴史と治水事業の沿革 )

- ・ 本格的な治水事業は、既往最大洪水である大正 9 年 8 月洪水を契機として実施
- ・ 翌大正 10 年に、同洪水流量を安全に流下させるため河口で計画高水流量 4 万 2 千立方尺 ( 1,170m<sup>3</sup>/s ) とし、下流部の新水路掘削(新釧路川)とともに、堤防工事等を実施
- ・ 昭和 22 年 9 月及び昭和 23 年 9 月洪水を契機として、昭和 24 年に標茶地点しべちやで計画高水流量 900m<sup>3</sup>/s とする計画を策定
- ・ 昭和 43 年に標茶地点で計画高水流量 1,200m<sup>3</sup>/s とする工事実施基本計画を策定。また昭和 59 年には、下流部の釧路遊水地により洪水調節を行う計画に変更
- ・ 釧路川流域のある北海道東部太平洋沿岸は地震多発地域であり、過去に昭和 27 年 3 月十勝沖地震とかちが発生している他、平成 15 年 9 月十勝沖地震では、津波の河川遡上を確認

#### ( 河川環境の整備と保全 )

- ・ 釧路湿原の環境保全に向けて、平成 11 年に学識者や関係行政機関からなる「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」を設立し、釧路湿原の自然再生に向けた取り組みを実施中
- ・ 平成 15 年の自然再生推進法の施行を受け、同年に「釧路湿原自然再生協議会」が設立され、平成 17 年には協議会において「釧路湿原自然再生全体構想」が策定され、各種施策が展開。

#### ( 河川水の利用 )

- ・ 釧路市及び弟子屈町てしかがの水道用水、工業用水等

(水質)

- ・ BOD75%値が環境基準値を超過している地点がある
- ・ 屈斜路湖では pH が酸性から中性となり、これまで魚類の生息に適さなかった環境に変化が見られることから、水質調査等により実態の把握

(河川の利用)

- ・ カヌー利用、湿原散策、釣り、キャンプ等のレクリエーション利用
- ・ 標茶及び釧路市街地の高水敷はパークゴルフ等のスポーツ、散策、花火大会等多目的に利用され、市民の憩いの場
- ・ 釧路川河口付近は港湾区域になっている他、水辺空間を活用した商業施設に利用

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・ 治水、利水、環境に関する施策を総合的に展開
- ・ 水源から河口まで水系一貫とした計画
- ・ 健全な水循環系の構築を図るため、流域一体となった取組を推進
- ・ 河川の有する機能を十分発揮できるよう適切な維持管理

ア．災害の発生の防止又は軽減

(流域全体の河川整備の方針)

- ・ 河川環境の保全等十分配慮しながら、堤防の整備、河道掘削等を行い、計画規模の洪水を安全に流下
- ・ 関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害軽減対策を実施
- ・ 地震津波被害軽減のため、調査、検討の上、必要に応じて対策を実施

(河川管理施設の管理、ソフト対策)

- ・河川管理施設の機能の確保及び施設管理の高度化、効率化
- ・計画規模を上回る洪水等に対する被害軽減
- ・情報伝達体制の充実等の総合的な被害軽減対策
- ・本支川及び上下流バランスを考慮し、水系一貫した河川整備

イ．河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持)

- ・今後とも関係機関と連携して広域的かつ合理的な利用の促進を図るとともに、必要な流量を確保するよう努める
- ・情報提供、情報伝達体制の整備とともに、水融通の円滑化などを関係機関及び水利使用者等と連携して推進

ウ．河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な方針)

- ・釧路湿原について、国際的に価値が認められたラムサール条約登録前のような自然環境への再生を目指し、湿原に関わる多くの人々と協力して取り組む
- ・釧路湿原や屈斜路湖をはじめとする貴重な自然環境の保全、再生
- ・河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、河川環境管理の目標を定め、地域と連携しながら川づくりを推進

(動植物の生息地、生育地の保全)

- ・カワセミ、ヤマセミ、アオサギ等が生息する水域から陸域へ徐々に移行する多様な生態系をはぐくむ良好な河川環境の整備と保全
- ・サケ、アメマス、シシャモ等の回遊性魚類が生息できる縦断的に連続する河川環境の保全
- ・タンチョウ、イトウ、キタサンショウウオ、ヨシ・スゲ類植生等が生息・生育する釧路湿原らしい河川環境の保全・再生に努める

(良好な景観の維持・形成)

- ・原自然の屈斜路湖、広大な酪農地帯など釧根地域の特徴的な周辺景観と調和した水辺景観の保全に努める
- ・河川が蛇行しながら流下する釧路湿原の壮大な原自然の河川景観の保全・再生に努める

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・自然とのふれあいの場、交流の場、環境学習の場等として、だれもが安心して親しめる河川空間となるよう、関係機関や地域住民と一体となって取り組む

(水質)

- ・河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や、関係機関や地域住民と連携を図りながら水質の保全・改善に努める

(河川敷地の占用及び工作物の設置、管理)

- ・治水、利水、環境との調和を図る

(モニタリング)

- ・環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理、湿原再生に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- ・河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図る
- ・住民参加による湿原再生活動や河川清掃、河川愛護活動等を推進

## 2. 整備の基本となるべき事項

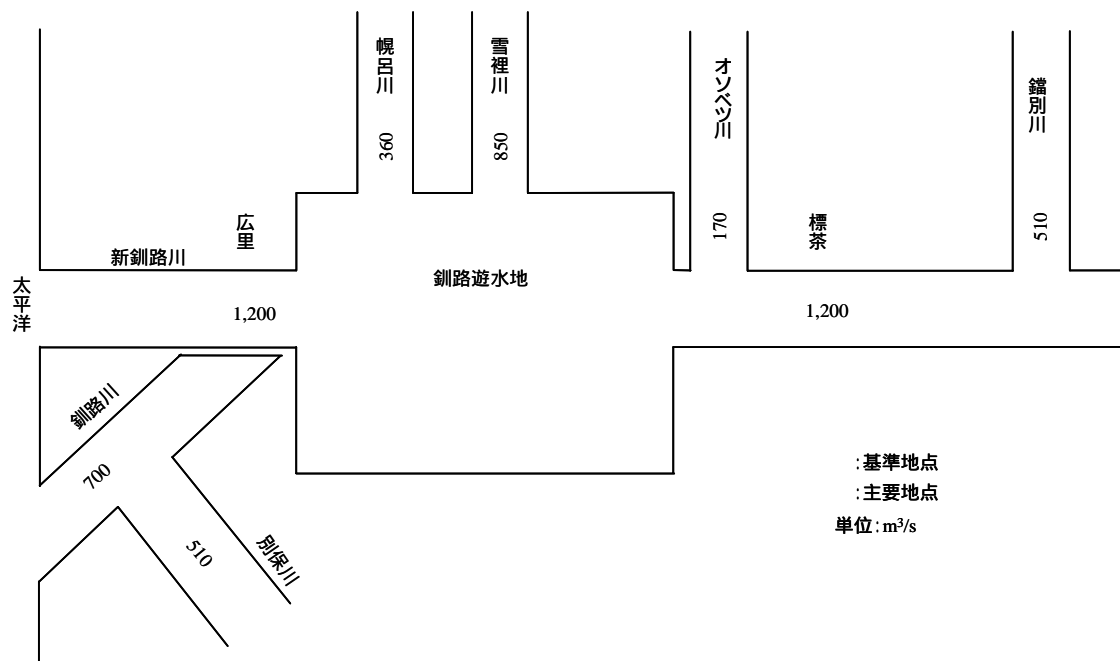
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量(m <sup>3</sup> /s)	洪水調節施設調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道への配分流量(m <sup>3</sup> /s)
釧路川	標茶	1,200	0	1,200

( 2 ) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

釧路川計画高水流量図



( 3 ) 主要地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧

河川名	地点名	河口又は合流点 からの距離(km)	計画高水位 T.P.(m)	川幅 (m)
釧路川	標茶	46.2	23.50	205
	ひろさと 広里	7.4	5.30	545

注) T.P.: 東京湾中等潮位

( 4 ) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

- ・ 標茶地点：利水の現況、動植物（イトウ・カラフトマスなど）の保護等を考慮し、概ね  $18\text{m}^3/\text{s}$